

みんな目指す 交通安全がつづくまちへ

交通安全事故ゼロを続けていく金ケ崎町。一人一人の心構えが交通安全の第一歩。岩手県奥州警察署地域課金ケ崎交番所長の田村一成さんに管内の状況や交通安全に大切なことを聞きました。

交通安全事故ゼロ

令和5年度に奥州警察署に赴任して、令和6年から岩手県奥州警察署地域課金ケ崎交番所長として勤務しています。金ケ崎町は歴史ある武家屋敷がある地区や車の通りが多い工業団地等の様々な場所があり、交通事情も異なります。4月の交通安全期間は、毎日通勤や通学時間に見回りを行いました。子どもたちに挨拶すると、元氣よく「おはようございます」と返してくれます。これも地域の皆さんに大切に育てられているおかげだと嬉しくなりますね。

心にゆとりを

岩手県の交通事故数及び交通事故による死亡者数は、昨年よりも大幅に増えていました。金ケ崎町も、岩手県と同様に増加傾向にあり、予断を許さない状況です。金ケ崎町は国道4号や県内有数の工業団地、近場にスキー場があることから、通過交通量が多いのが特徴です。地域の人が注意するポイントも、町外からきた人たちが町の交通事情を把握しておらず、事故になるケースもあります。見通し

それぞれの立場で

それぞれの立場になって、皆さんに気を付けてほしいポイントをお伝えします。

【歩行者の方】

歩道がある場合は、きちんと歩道を歩きましょう。その時に広がって歩き、後ろから来る人の邪魔にならないようにしましょう。歩行者は原則、右側通行です。道路を横断する際は、必ず横断歩道や歩道橋を利用しましょう。不意に道路を横切ると、思わぬ所か



岩手県奥州警察署
地域課 金ケ崎交番所長
警部補 田村 一成さん

ら車が飛び出てくる可能性もあります。

【自転車運転手の方】

4月から自転車の交通違反が導入されました。自転車に乗る人も乗らない人も内容を確認しましょう（次ページを参照）。岩手県は自転車に乗る際のヘルメットの着用率が低いです。学生の皆さんはもちろん、大人もヘルメットをきちんと着用しましょう。乗車時にはイヤホンや携帯電話を使用せず、停車や駐輪をしてから使用しましょう。自転車も『車両』の扱いで原則、左側通行です。免許証は不要でも、安全運転を心掛けましょう。

交通安全が続く 金ケ崎町へ

岩手県警ではパトロールや交通安全教室、交通安全講話などを行っています。大切なことは、皆さん一人一人が交通安全への意識を持つことです。これからも御協力をよろしく願っています。

【自動車運転手の方】

携帯電話を使用しながら運転する危険運転の検挙や事故

2026年4月～
自転車の交通違反に青切符 交通反則通告制度が導入されます!
正しく知って、安全・快適に乗ろう!
反則金の対象となる違反行為(一例) 違反行為を動画で解説!

信号無視 反則金 6,000円	指定場所一時不停止等 反則金 5,000円	並進禁止違反 反則金 3,000円	通行区分(右側通行) 反則金 6,000円
通行区分(歩道通行) 反則金 6,000円	安全運転義務 反則金 6,000円	携帯電話使用等(保持) 反則金 12,000円	無灯火 反則金 5,000円
傘さし運転 (公安委員会指定事項違反) 反則金 5,000円	自転車制動装置不良 反則金 5,000円	交差点右左折方法違反 反則金 3,000円	横断歩行者等妨害等 反則金 6,000円

自転車ルールブックで再確認! 安心・安全な自転車ライフを!
このほかにも...
反則金の対象
となる違反もあります!
対象の年齢は**16歳以上!**
※ 運転免許の取得がまだの方は対象外です!

日本損害保険協会東北支部岩手損保会 岩手県 岩手県警察

令和8年4月から自転車の交通事故に青切符(交通反則通告制度)が導入されました。

自転車の青切符の対象は16歳以上の自転車運転手です。自転車利用時の交通ルールについてよく理解し、家庭や職場、学校でも自転車の安全な運転利用の仕方について話し合しましょう。

反則金の対象となる違反行為は、100種類以上あります。
△飲酒運転などの重大な違反や事故を起こしたときは刑事手続き(赤切符)になります。
内容をしっかり確認して、交通ルールを守りましょう。

5月は自転車の安全利用推進期間です!

スローガン「ヘルメット かぶって安全 いただきます!」

■期間 5月1日(金)～31日(日)

■推進の重点

- ①歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進
- ②飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止
- ③自転車損害賠償責任保険等への加入促進

◎ヘルメットを着用しましょう

年齢を問わず、自転車を運転する人は、ヘルメットをかぶるよう努めましょう。ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていた人が交通事故で死亡する確率は、ヘルメットを着用していた人の約3倍にも及びます。

◎自転車利用中の事故に備えて保険に加入しましょう

自転車利用中に他人の生命又は身体に損害を与えた場合、高額な賠償を請求される事例が増えています。被害者に対する救済と加害者の経済的負担の軽減のためにも、自転車損害賠償責任保険等へ加入をしましょう。

令和8年度 自転車の安全利用推進期間
令和8年5月1日(金)～5月31日(日)
「ヘルメット かぶって安全 いただきます!」

推進重点
①歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進
②飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止
③自転車損害賠償責任保険等への加入促進

ヘルメットをかぶろう!!

岩手県交通安全対策協議会